

審議に臨む労働者委員の基本的な考え方

秋田県の地域別最低賃金は、昨年31円引き上げられ、時間額853円となったが、この金額で年間2,000時間働いても、年収200万円を大きく下回り、税金や社会保険料が控除された可処分所得はさらに低く、憲法25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営むには不十分な金額である。

加えて、首都圏との格差解消も一向に進まず、全国最高額である東京の時間額1,072円とは、219円の格差が生じており、貴重な働き手が高い賃金を求めて県外に流出する一因となっている。

賃金と人口減少の相関性については、首都圏との賃金格差が大きい年ほど、県内人口の社会減拡大につながることで、総務省や秋田県の調査でも明らかとなっており、この負の循環を断ち切らなければ、秋田県の人口減少と少子高齢化は更に加速し、地域社会の維持が困難な状況に陥ってしまう。

一方、高卒者の県内就職率は近年増加傾向にある。こうした動きを好機ととらえ、若者の県内定着を促進し、地元で働き続けられる環境を整備していくためには、賃上げこそが最大の対策であるとの観点から、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」を実現し、賃上げ主導による地域経済と地域社会の活性化を実現しなければならない。

そのためには、賃上げが困難な小規模事業所などに向けて、国や自治体の助成制度の周知・徹底を図り、積極的な利活用を促すことや、賃上げの原資を生み出す価格転嫁の取り組みを労使一体となって推進し、実効性を高めていくことが求められている。

こうした中、本年6月5日、連合秋田をはじめ、秋田県や国の地方支分部局、県内経財団体、金融機関の計13団体は、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図るとともに、県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高め、賃上げにつながることを目的に「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結した。

これは、3年に及ぶコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻を起因とする物価高騰により、社会の脆弱性が浮き彫りとなる中、地域経済や地域社会の再生発展に向けた前向きな取り組みであり、その中心に賃上げを据えている。

賃上げの機運が広がりを見せている今こそ、秋田地方最低賃金審議会の自主性を遺憾なく発揮し、「秋田県の時給1,000円」への早期到達を見据えたうえで、県内外に強いメッセージとなり得る引き上げ額を示し、全国最下位からの脱却を図るとともに、最低賃金引き上げの流れを堅持していかなければならない。

以上を踏まえ、地域における健康で文化的な生活の確保と地域経済の発展を目指すとともに、地域間格差を是正し、有能な人財の県外流出防止と県外からの働き手の回帰を促すために、全人口の25%が後期高齢者となり、労働力人口の更なる減少に加え、社会保障費や医療費の負担増など、社会構造が大きな転換点を迎える2025年までに、秋田県の最低賃金を3年間で1,000円とすることを目指し、今年度は49円（5.74%）引き上げ、「時間額902円」とするよう求める。

令和5年8月1日

各 位

秋田地方最低賃金審議会
使用者代表委員

2023年度秋田地方最低賃金審議会に臨む
使用者側の基本的な考え方及び金額提示

1 中小企業を取り巻く状況

中小企業庁の「中小企業景況調査」によれば、2023年4-6月期の業況判断D Iは前期比2.9ポイント増と2期連続で上昇はしたものの、マイナス10.8とマイナス圏で推移している。秋田県においても同様であり、前期比で同11.1ポイント増ではあるが、マイナス10.2にとどまっている。さらに、日本銀行による6月の「全国企業短期経済観測調査」で中小企業の業況判断をみると、全産業では前回3月調査から2ポイント改善して5となっているが、先行きについては1ポイント下がって4となっているうえ、非製造業を中心に悪化を見込んでいる業種が多い。

労働需給の状況は、既出の「中小企業景況調査」によれば、従業員数過不足D Iは全産業でマイナス21.9と2期ぶりにマイナス幅が拡大し、不足感が強まった。業種別では建設業でマイナス36.0、サービス業でマイナス24.8と、人手不足感が根強い。

足元の物価動向は、2023年6月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）が前年同月比+3.9%と高い数値だが、同月の国内企業物価指数は同+4.1%と、未だ消費者物価指数より高い水準であることもまた事実である。

今年の春季労使交渉では、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しており、「賃金改定状況調査結果」のとりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果にも表れている。ただし、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業が一定程度存在していることを考慮する必要がある。

2 基本的な考え方

昨年度の最低賃金は、「より早期に全国加重平均 1,000 円以上」を目指す政府方針や、近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した公益委員見解を参考に、各地方最低賃金審議会で調査審議がなされ、全国加重平均でプラス 31 円、3.3%の大幅引上げとなり、秋田県においても前年比プラス 31 円、3.8%増と過去最大の上げ幅となった。その結果、当県の影響率は前年度から 4.1 ポイント上昇して 22.2%と初めて 20%台に達し、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼすに至ったことは周知のとおりである。

地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法である。エネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、進展に遅れが目立つ価格転嫁の状況など、中小・小規模事業者の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、企業経営者に対して納得感のある水準に決定すべきであると考えている。

3 金額提示

使用者側としても、足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金引上げ状況、「賃金改定状況調査「第4表」」の結果、人材の確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性については理解している。

最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた「法の原則」、すなわち①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮したうえで、「時々の事情」を含めて総合的に勘案することになると承知しており、決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの基本的な考えに変わりはない。

令和5年度の最低賃金は、現行比+23円の876円（継続労働者に限定した「第4表」③のCランクの上昇率+2.7%に相当）を上限に、審議を進めてまいりたい。

(以 上)